

感染症の種類により、登園許可書（医師記載）又は登園届（保護者記載）を園に提出してください。

登園許可書（医師記載）

保護者名 _____ 殿

入園児童氏名 _____

病名「 _____ 」

年　月　日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年　月　日

医療機関 _____

医師名 _____

印

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

医師が記入した登園許可書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（　）	登園のめやす（　）
麻しん（はしか）	発症 1日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過するまで
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 ~ 2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。5 日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1 ~ 2 週間、便から数週間 ~ 数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

（　）「感染しやすい期間」や「登園のめやす」の日数を数えるに当たっては、解熱した当日や、主な症状が消えた当日は含みません。それぞれ、解熱した翌日や、主な症状が消えた翌日を 1 日目として数えます。

（厚生労働省 2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドラインより）

